

危険ドラッグって何??

→合法ハーブ等と称して販売されている危険な薬物のこと

合法＝安全?

危険ドラッグ（合法ハーブ等と称して販売されている薬物）を使用した者が死亡したり、健康被害を起こしたりするだけでなく、交通事故等で他人を巻き込む事例が多数報告されました。覚醒剤などの違法

薬物は、これまでの研究から、心身に及ぼす悪影響などがわかっていますが、危険ドラッグはどのような物質が含まれているのか分からないため、心身にどのような悪影響を与えるか分からない**非常に危険な薬物**です。「合法」と偽って販売されていますが、**安全ではありません**。危険ドラッグは絶対に使わないでください。



ハーブ



バスソルト

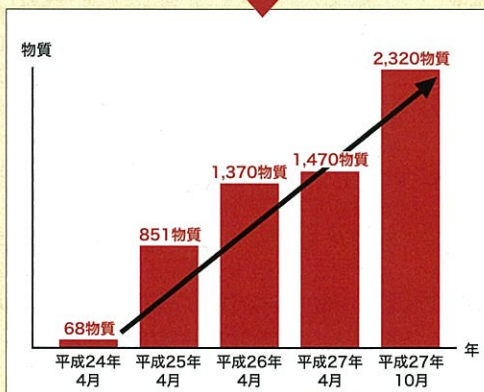


アロマオイル

合法＝捕まらない?

厚生労働省では、危険ドラッグ（合法ハーブ等と称して販売されている薬物）対策として、**精神毒性**（興奮・抑制・幻覚）を有する可能性が高く、使用した場合に健康被害が発生するおそれのある物質を、医薬品医療機器法に基づき「**指定薬物**」として**指定**しています。指定薬物の輸入、製造、販売等に加え、所持、使用、購入、譲り受けについても禁止しています。違反した場合は、**3年以下の懲役**、もしくは**300万円以下の罰金**、又はどちらも科されます。現在は、積極的に指定薬物への指定を行い、取り締まりも強化しているため、医薬品医療機器法違反で逮捕される事件が相次いでいます。

指定薬物の対象物質数



乱用される代表的な違法薬物

日本で主に乱用されている薬物には、危険ドラッグのほかにも、**覚醒剤**、**大麻**、**MDMA**、**シンナー**などがあります。覚醒剤を乱用すると、幻覚や妄想が現れ、**大量に摂取すると死に至ることもあります**。大麻は、記憶への影響、学習能力の低下、知覚の変化などを引き起こします。いずれの薬物であっても、**使用をやめても依存性がのこる**とされています。

また、人間は、脳の回路によって行動や感情が支配されていますが、薬物乱用はこの脳の回路を壊してしまいます。これにより、呼吸停止、幻覚、意識障害などを引き起こし、その結果、第三者を傷つけたり、本人を死に至らせることもあります。



覚醒剤



MDMA



大麻